

作品介绍——新出の田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》について

田中 純一朗

はじめに

幕末明治期に朝廷と宮内省の重要な御用を担った絵師・田中有美（一八三九～一九三三）の画業については、近年の斉藤全人氏による調査研究によって詳らかにされてきた（註1）。明治新政府樹立の立役者であり、維新後は「條岩両公」と並び称された岩倉具視（一八二五～八三）と三條実美（一八三七～九一）、さらに実美の父・実万（一八〇二～五九）の生涯を描いた大絵巻群は（註2）、明治期における有美畢生の作品として知られる。しかしながら、明治十八年（一八八五）から同三十七年（一九〇四）まで足かけ約二十年にわたる制作期間を費やした、三絵巻・総数六十巻を数える膨大な絵巻群の成立過程について、意外なほどその実態は明らかにされていない。

本稿で紹介する《三條内府公事蹟画卷御下絵》（以下、下絵と略す）は、実美を主人公とする《三條実美公事蹟絵巻》（一九〇一年、当館所蔵 以下、本画と略す）に関連する貴重な資料である。下絵は皇室、宮内省に伝来したのではなく、令和三年（二〇二一）に民間で初めてその存在が確認され、翌年三月に当館の新収蔵品となった。下絵六巻の内訳は、実美の誕生と幼少期から青年期までを描いた五巻分、それらとは伝記上の時間を大きく隔てる澤宣嘉（一八三五～七三）の脱走を描いた一巻分よりなる。とくに本画の第一・二巻を想定した下絵五巻分には、本画とは異なる場面の採録を検討した形跡、モチーフや人物、景観表現の異同を見て取ることができる。また、澤脱走の巻では人物の姿態描写に対して、宮内省側から有美に指示された具体的な修正内容を確認することができる。本稿では下絵の紹介と分析をおおして、本画の成立過程の一端を考察することにした。

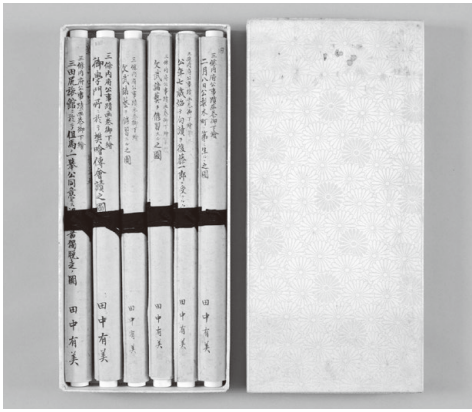


図1 卷姿

分、それらとは伝記上の時間を大きく隔てる澤宣嘉（一八三五～七三）の脱走を描いた一巻分よりなる。とくに本画の第一・二巻を想定した下絵五巻分には、本画とは異なる場面の採録を検討した形跡、モチーフや人物、景観表現の異同を見て取ることができる。また、澤脱走の巻では人物の姿態描写に対して、宮内省側から有美に指示された具体的な修正内容を確認することができる。本稿では下絵の紹介と分析をおおして、本画の成立過程の一端を考察することにした。

《三條内府公事蹟画卷御下絵》概要

まず、下絵六巻（図1）の基本的な情報を以下にまとめる。なお、各巻の寸法については、別表に示したとおりである。

- ① 二月八日公梨木町ノ第二生ル之図（カラー口絵4）
- ② 公年七歳始テ句読ヲ後藤一郎ニ受クル之図（カラー口絵5）
- ③ 文武諸芸ヲ修習スル之図（カラー口絵6）
- ④ 文武諸芸ヲ修習スル之図（カラー口絵7）
- ⑤ 御学問所ニ於テ樊噲伝会読之図（カラー口絵8）
- ⑥ 三田尻旅館ニ於テ但馬ノ一筆公同意セス沢宣嘉独脱走ノ図（カラー口絵9）

下絵六巻は菊御紋裂貼り紙平箱に納められている。すべての巻に外題と「田中有美」の款記が墨書され、⑤と⑥以外には朱文長方印「有美」を捺す。紙は楮紙で、①と⑤のみ紙継がある。いずれも簡易な紙表装で仕立てられ、一部虫損を伴うものもあるが、裏打ちによる補修がなされている。モチーフはいずれも淡墨（または焼筆）であたりを付け、その上から濃墨の筆線で人物の表情や身振りをかたどり、さらに建物や樹木、霞などの添景も画面内で検討しながら位置を定めたことがわかる。本画では変幻自在に画面内を横断し、画中の人物と情景を巧みに演出する雲が、下絵ではすやり霞として引かれている。

現状から判断できるのは、これらの下絵が本画に着手する以前に宮内省に提出された伺下絵という可能性である。参考として宮内庁宮内公文書館所蔵『明治二十八年 御用度録』（識別番号：六九三五五）の記載に注目してみたい。同文書の「書籍 図画類之部」には、「故三條内大臣絵巻物本図絵画」計四十五枚の代金一四八五円の支出に係る記載があり、本画一枚につき三十三円で購入している。いっぽう伺下絵の記載もあり、「故三條内大臣絵巻物下図絵画」計十五枚の代金三四五円を支払っている。伺下絵一枚につき二十三円となり、本画よりも十円安い計算となる。本稿で紹介する下絵もおそらく同程度の金額が支払われたであろう。『明治二十八年 御用



図2 尾崎三良の肖像写真
《明治十二年明治天皇御下命「人物写真帖」より
1880年頃、当館所蔵

『度録』によれば、宮内省への本画納入がすでに明治二十七年（一八九四）には始まっており、本画と伺下絵の両方を提出している。つまり第一巻の本画を納入する場合、第二巻の伺下絵も併せて提出するような逐次的な納入・提出のプロセスであったと解せる。もつとも全二十四巻という本画の総数からすれば、『明治二十八年御用度録』の記載数はそれらのごく一部にすぎないだろう。

補修の痕跡から、下絵は宮内省から返却された時点ではまくり状であり、虫損を生じた後に表装されたと考えられる。その際、有美本人による款記と押印がなされたと推察される。下絵は令和三年度（二〇二一年度）に古書店より当館が購入したが（註3）、残念ながらそれ以前の所蔵者については不明である。本来ならば、これ以外にも夥しい数の画稿、伺下絵などが存在しただろう。

《三條実美公事蹟繪卷》の制作事情と尾崎三良

有美と三條家の関係は幕末期にさかのぼる。有美は早くから従弟で復古大和絵系の絵師・冷泉為恭（一八二三～六四）のもとで研鑽を積み、安政度御所造営にも参加したという。齊藤全人氏が指摘するように、安政度御所造営で主導的な立場にあった三條実方は為恭と昵懇の間柄であり、復古様式を強く意識した御所造営においてやまと絵を重視し、為恭や有美を積極的に登用したと考えられる（註4）。為恭が非業に斃れた後も三條家は有美を支援し、さらに尊攘派公卿の代表格として知ら

れた実万・実美の傍で有美自身も国事に奔走している（註5）。維新後も京都に留まって制作を続けていた有美が、明治十七年（一八八四）に上京することになったのも、実美の招聘によるものとされる（註6）。

実美の恩顧を受けた有美にとって、絵巻事業はそれに報いる重要な画事であった。絵巻の制作は、明治二十一年（一八八八）に開始された実美の事蹟調査、翌年の三條内府父子行実取調掛の発足（明治二十四年からは宮内省図書寮に事業移管）を経て、明治三十三年（一九〇〇）十二月に完成した『三條実美公年譜』全二十九巻の編纂事業の過程で決定された。年譜と絵巻は、いわば実美顕彰事業の両輪であったといえる。制作は明治二十六年（一八九三）に着手され、同三十四年（一九〇一）に完成した（註7）。本画の詞書は国学者・東京帝国大学教授の黒川真頼（二八二九～一九〇六）が起草し、東久世通禧（一八三三～一九一三）が浄書、絵は有美、装丁はおそらく息子の田中親美（一八七五～一九七五）がそれぞれ手がけた豪華絵巻となった。

そして下絵制作に関わる重要な人物として、尾崎三良（一八四二～一九一八）^{図2}の存在を見逃すことはできない。幕末以来、尾崎は実美の側近として諸方面に活動し、維新後も政治面において実美を支えた人物である。以下に掲げる回想からは（註8）、絵巻事業において尾崎が描写内容の推敲や調整などを取り仕切る役割を担っていたことがわかる（原文ママ、傍線部は引用者。以下同じ）。

聖旨を受け、故三条実美公絵巻物調成に従事す。画工田中有美をして絵図を担当せしめ、其事績の重要なものを拾収して田中をして之に依つて図案を製せしめ、予之を閲し其事実に適合せざるものは之を修正し、或は再三にして始めて彩色本図と為す等、殆んど一年有余を経て始めて落成して御前へ捧呈し、後に勅許を得て此絵巻物木版揚と為し、東久世伯の言葉書を加へ、以て五冊に成本し広く公にすることを得たり。

此三条公絵巻物のことは、公薨去の時即ち明治廿四年の夏頃より巖谷修が命を受け其編輯を担当し、其為め年六百円づつの手当を受けつつ八ヶ年余を経れども、何たる形も出来ざるに依り、当時の宮内大臣土方より予に談しあり。之に依つて巖谷を廢して予代つて担任することとなり、予は公の履歴中最も顕著なるもの五十余点を摘録して、画工田中有美を指揮して其摘録の事項を先づ下図に為さしめ、之を檢分し實際に齟齬する所は幾回も書改めさせ、又維新前緝

表 田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》寸法一覧

(単位:cm)

番号	外題	落款印章	本紙縦	本紙横	総寸縦	総寸横	見返し横	軸付紙横	本画該当場面
①	三條内府公事蹟画卷御下絵 二月八日公梨木町ノ第二生ル之圖	墨書「田中有美」 朱文長方印「有美」	45.1	184.0	47.0	271.5	31.0	56.5	第1巻第1段(本紙:縦33.0×横172.0)
②	三條内府公事蹟画卷御下絵 公年七歳始テ句讀ヲ後藤一郎ニ受クル之圖	墨書「田中有美」 朱文長方印「有美」	45.6	84.8	47.1	151.2	31.6	34.8	第1巻第3段(本紙:縦33.0×横106.7)
③	三條内府公事蹟画卷御下絵 文武諸藝ヲ修習スル之圖 朱字「第四」	墨書「田中有美」 朱文長方印「有美」	45.1	130.5	47.2	197.5	32.0	35.0	該当なし (第1巻第3～4段中間に相当)
④	三條内府公事蹟画卷御下絵 文武諸藝ヲ修習スル之圖	墨書「田中有美」 朱文長方印「有美」	45.2	115.1	47.0	182.6	31.3	36.2	該当なし (第1巻第3～4段中間に相当)
⑤	三條内府公事蹟画卷御下絵 御學問所ニ於テ樊噲傳會讀之圖 朱字「旧」	墨書「田中有美」	45.0	190.5	47.1	254.7	31.7	32.5	該当なし (第2巻第2～3段中間に相当)
⑥	三條内府公事蹟画卷御下絵 三田尻旅館ニ於テ但馬ノ一擧公同意セス沢宜嘉獨脱走ノ圖「新末■■■不用 第二十五」	墨書「田中有美」	45.3	113.5	47.3	178.7	32.2	33.0	第10巻第2段(本紙:縦33.0×横132.0)

※総寸縦は、軸端まで含む長さ。■は判読不能。

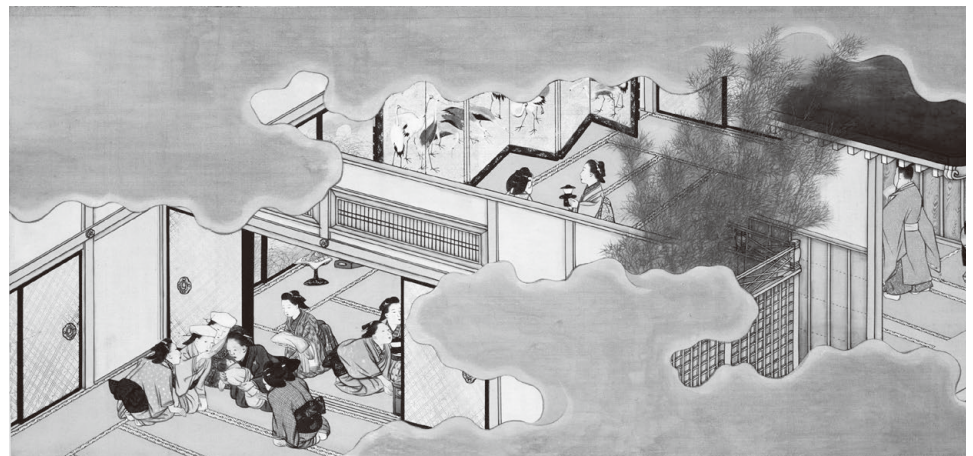
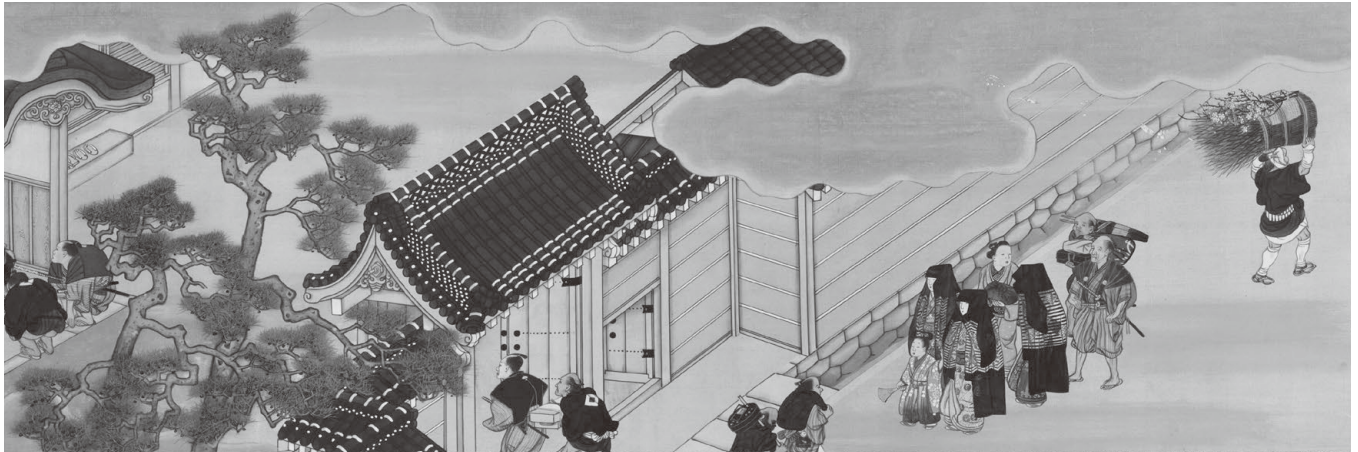


図3 田中有美《三條実美公事蹟絵巻》第1巻第1段、1901年、当館所蔵

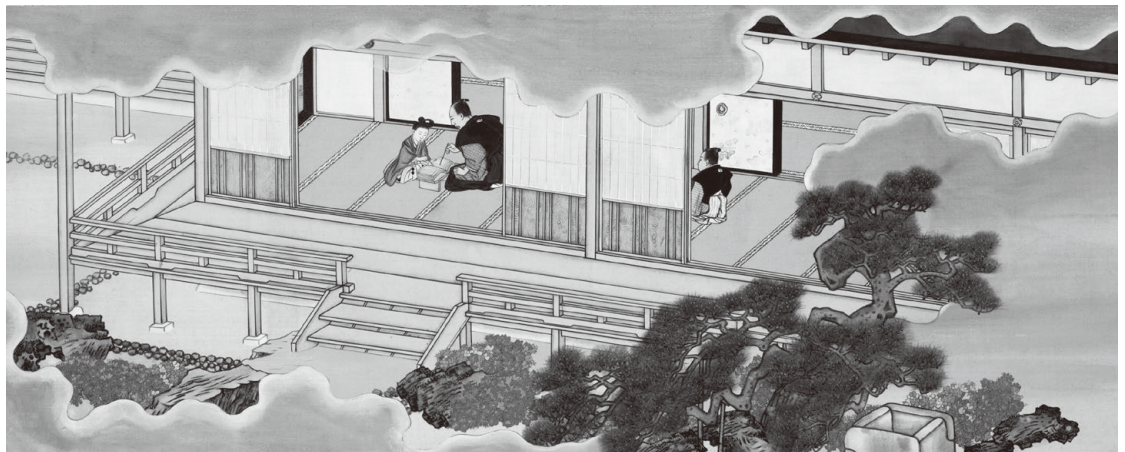


図4 田中有美《三條実美公事蹟絵巻》第1巻第3段、1901年、当館所蔵

紳装束等の事は当時の有職者に就き誤謬なきを期し、随分画工自らも骨を折り約二ヶ年にして漸く落成し、(中略)尤も余の引受けたる時は、巖谷の取調べたる内に公の幼時に於る事歴四、五巻の草案あり。之に少しく潤飾を加へて用ゐたるのみ。其余の五十余巻は皆予の摘録指揮に係る。

尾崎の証言によれば、当初の責任者は実美とも交流のあった書家で官僚の巖谷修(二六一八三四〜一九〇五)であったが、進捗状況が芳しからず、宮内大臣・土方久元(一八三三〜一九一八)と協議のうえで尾崎に交代したことになる。旧土佐藩士の土方も、幕末に実美と行動を共にし、「七卿落ち」にも同行するなど親密な間柄であった。土方と尾崎の両名にしてみれば、実美顕彰事業の要となる絵巻事業の遅滞は、きわめて憂慮すべき事態であったにちがいない。編輯責任者となった尾崎は、本画に採録すべき場面を有美に指定し、それに基づいて有美から提出された複数の伺下絵を検討、取捨選択するという作業にあたったと考えられる。この過程で実美を明治維新の功労者として位置付けるのにふさわしい事蹟が選ばれたのである。尾崎と有美の両名は生前の実美と近い間柄にあり、一連の制作過程で腹藏な意見が交わされたのではないだろうか。

なお尾崎の日記にも(註9)、絵巻事業に関して注目すべき記述が散見される。

田中有美先公絵巻物ノ下絵ヲ持参ス。(明治二十六年四月二十六日条)

土方子へ書面ヲ遣シ条公絵巻物目録草案ヲ送り、猶検閲ノ上意見ヲ聞カン事ヲ請フ。(明治二十六年七月六日条)

土方子ヲ訪。条公巻物ノ事ニ付相談ヲ為ス。宮内大臣官房ニテ、条公絵巻物ノ事従前田中有美ニ囑シアル所抄ラザルニ付、久保田米僊ニ分任サセ、一ヶ月一枚ツ、金式拾円ツ、遣ス事ニ協議決定ス。(明治二十七年三月十九日条)

さきの回想に従えば、尾崎の関与は明治三十三年頃からとなるが、日記では明治二十六年時点ですでに尾崎が絵巻事業に関わっている。また、伺下絵の一部ができしており、絵巻をめぐって尾崎が頻りに土方を訪問していること、翌年三月には制作の遅れを打開するため、久保田米僊(一八五二〜一九〇六)にも分担制作させたことがわかる。日記に「一ヶ月一枚ツ、金式拾円」を支払ったとあるから、これは『明

治二十八年 御用度録』の記載と照らし合わせると、本画ではなく伺下絵を指すとみられる。

ところで尾崎の日記と『明治二十八年 御用度録』に名前の挙がった米僊は、絵巻事業のなかでどのような役割を果たしたのだろうか。宮内省の依頼による絵巻群の制作現場で、有美が主導的な立場にあったことは疑いえないが、それを補助する役割を担った者が少なからず周辺に存在したのであろう。例えば、本画に施された華麗な装飾からは、息子である親美の関与を想像させる(註10)。現時点では有美の制作環境を詳らかにする資料は見出しえず、推測の域に留まるという憾みはあるが、『明治二十八年 御用度録』には「故三條内大臣絵巻物」の下図絵画・本図絵画の納人名として有美のほか米僊の名も記載されていることを踏まえれば、米僊の絵巻事業への参入は確実である。米僊は京都画壇で活躍した画家だが、明治二十三年(一八九〇)に徳富蘇峰(一八六三〜一九五七)の國民新聞社に入社し、東京に制作の拠点を移している。地理的に有美との共同制作は可能であったが、米僊は明治二十七年六月、朝鮮に向けて出国しており、七月に勃発した日清戦争に従軍して戦場のスケッチなどによる現地報道に携わっている(註11)。そのため絵巻事業への米僊の関与が本格化するのには、帰国後の明治二十八年(一八九五)以降のことであろう。そのことは、本稿の末尾に翻刻掲載した『明治二十八年 御用度録』の収録文書からも確認することができる。しかしながら、絵巻事業における米僊の総体的な関与の度合と期間については確定しがたく、また具体的にどの巻を担当したか、現状ではこれ以上の手がかりを見出しえない(註12)。

《三條内府公事蹟画巻御下絵》と《三條実美公事蹟絵巻》の場面比較

①は本画第一巻第一段、②は同第三段に一致する。③と④は本画に相当する場面がないものの、時系列では本画第一巻第三段から第四段の中間に挿まれる。同様に⑤も本画に相当する場面がないが、『三條実美公年譜』巻一(宮内省、一九〇一年)にしたがえば、これは安政四年(一八五七)九月十八日の出来事であり、本画では第二巻第二段から第三段の間に置かれるべきものである。⑥は本画第十巻第二段に一致する。③〜⑤は伺下絵の段階で本画の構想から外されたわけだが、実美が幼少期より文武両道を修めた模範的な人物であったとするイメージ形成のために、適切な場面を模索していたことを証している。

とくに③と④は典籍の素読と弓術の鍛錬を描いた同じ場面だが、それぞれ異なる構図を検討しており、有美の試行錯誤がうかがわれる。なお尾崎の証言によれば、

尾崎が編輯責任者となる以前、すでに巖谷が選定していた「公の幼時に於る事歴四、五巻の草案」が存在したとされ、本画の第一、二巻に相当する①～⑤は、巖谷の在任中である明治二十六、二十七年頃に制作されたという推論も成り立つ。また③と④が除外されたのも、これが巖谷の草案に基づく同下絵であり、尾崎の絵巻構想とは相容れぬ要素を含んでいたために除外された可能性もあるだろう。

さて下絵①・②・⑥は、本画と比較すれば建物の構造や人物の配置など細部に異同を生じていることがわかるが、基本的に本画と直結するものである。全体に下絵と本画の間に画風の著しい振幅はなく、別表にまとめたように寸法も一〇～二〇cm程度の差しかないことから、本画とさほど隔たらない時期に制作されたものと考えられる。次に下絵の各場面を見ていくことにしよう。

①二月八日公梨木町ノ第二生ル、之図

①は実美誕生の場景である。本画の詞書では、三條家の由緒が語られ、幕末の動乱期に実美が生を受けたことを国家の吉兆として述べている。

本画(図3)と下絵の相違点として、以下のことが挙げられる。まず梨木町の三條邸を舞台とするが、門前の行人人の数や歩く方向、衣装などが異なる。次に、本画では実美誕生に合わせて父の実方が供を連れて邸に戻る姿が描かれているが、下絵では実方が不在である。そして、本画では邸内を吹抜屋台で捉えており、鑑賞者は室内の構造を把握することができるが、下絵では縁先に近い部屋が描かれるのみで、本画のような詳細な室内描写はなされていない。これらを総合すると、本画において実方が描き加えられたのは、実美の誕生という慶事を寿ぎ、三條家の正統な継承者として明確に示す必要があったこと、また赤子の実美が縁先から室内へと場所を移動したのは、貴人の誕生を告げるのに縁先のような場所がふさわしくないと判断したためであろう。なお有美の絵巻の特徴として、豊富な画中画の描写が知られる。本画のこの場面では群鶴図屏風や秋草に月を描いた襖絵などが描かれているが、下絵に画中画はなく、質素な室内描写に留められている。

②公年七歳始テ句読フ後藤一郎ニ受クル之図

②では幼少期の実美が侍講の後藤一郎(富田織部 一八一五～六八)から薫陶を受ける様子が描かれる。後藤は実方の補佐役として將軍継嗣問題に関わり、安政の大獄に連座した人物である。また後藤は、実美の兄・公睦(一八二八～五四)が病弱であったことを危惧し、実美を嗣子とするよう実方に建議するなど、実美の有力

な支持者でもあった。実美が早くから後藤に師事した姿を描くことで、後年、尊攘派公卿として活躍した実美の素養が幼少期に形作られたことを解き明かしている。本画(図4)と下絵の間に大幅な懸隔はなく、おおむね下絵の構図が踏襲されている。ただし下絵における前景の松樹の高さや井戸の形状が変更され、さらに画面左端にいる二人の侍臣や牧馬を描いた画中画が除かれるなど、下絵から本画に進む段階で若干の修正はなされている。また本画では、廊下が屈曲して画面左奥に続いており、全体の構図は簡素になりながらも、邸内の空間が拡張されている。

③・④文武諸芸ヲ修習スル之図

③と④は本画に該当する場面が存在しない。もとより『三條実美公年譜』巻一にも幼少期の逸話は必ずしも豊富ではなく、ここでは少年の実美が文武の修練を積み、貴人にふさわしい教養と胆力を身に付けていく様子を描く意図があったことを読み取れる。③と④は、いずれも画面右側で典籍の講読、左側で弓術の稽古をしている様子を描くなど、異時同図的な構図を採用している。さらに下絵では、それぞれ人物の配置や視点が異なり、③では画面中央を横断する霞、④では樹木を配することで、場面転換を物理的に明示している。

結局③と④は、双方ともに本画に採録されていないが、先述したように巖谷の在任中に制作された同下絵であったために、尾崎の判断で除外されたのかもしれない。②～④はいずれも文武の修養という主題であり、似通った場面が重複することで、幼少期の事蹟に関する描写が冗長になることを避けたとも考えられる。

⑤御学問所ニ於テ樊噲伝会読之図

⑤も本画に該当する場面はない。ただし③、④と異なり、『三條実美公年譜』巻一の安政四年九月十八日条「公御学問所ノ御会ニ参ス」に、「是日公召ニ応シ(中略)御前ニ参シ史記樊噲伝ヲ講読ス」とあり、数え年二十一歳の青年貴族となった実美が、孝明天皇(一八三一～六八)の御前で『史記』の樊噲伝を講読する姿を描いている。下絵では丁寧な屋台引きによって御学問所の構造を捉えており、V字型の構図を形作っている。隙間からは上段に孝明天皇の御姿、それに向き合う形で衣冠束帯を纏った実美の姿が描かれているが、天皇の御姿は本画全巻を通じて描かれておらず、下絵のみに認められる。最終的にこの場面が不採用となった理由は不明だが、あるいは孝明天皇の御姿をめぐって議論が交わされたのかもしれない。

ひとつ事例を挙げてみよう。宮内庁宮内公文書館所蔵『明治三十五年 御用度録

宮廷費文房具書籍ノ部」(識別番号・六九三八九)には、有美からの見積書が綴じられており、「但故正一位三條実美公事蹟絵巻物第廿四卷中極彩色画書直シ代金及絹地表装共」として四十六円が請求されている。本画が完成し、提出した後の描き直しは尾崎の判断によるもので(註13)、本画第二十四卷の「極彩色画」とは病床にある実美を見舞うため、明治天皇が三條邸に行幸された最後段を指すとみられる。ここでは琳派風の扇面散屏風をはじめとする画中画や、文様を細緻に描きこんだ豪華な絨毯など、華麗な彩色による室内描写が眼をひく。また全巻を通じて初めて明治天皇の御顔が描かれており、他の段よりも表現のうえで慎重を要したため、有美に「書直シ」が命じられたのではないだろうか。⑤も孝明天皇の御姿という敏感な主題を扱うゆえに、本画への採録を躊躇する意図が働いたのかもしれない(註14)。

⑥ 三田尻旅館ニ於テ但馬ノ一挙公同意セズ沢宣嘉独脱走ノ図

⑥では澤宣嘉の脱走に驚き慌てる周囲の人びとを描いている。澤は実美とともに尊攘派公家として活躍し、文久三年(一八六三)八月十八日の政変で京都を追われた、いわゆる「七卿落ち」の一人である。実美らと長州に落ち延びた澤は、一時実美と袂を分かち、平野国臣(一八二八〜六四)らと合流して但馬国生野で挙兵した(生野の変)。本画(図5)は、澤が夜陰にまぎれて滞在先である三田尻の招賢閣を脱走する場面であり、詞書によれば異変に気付いた従者や同志たちが「此の室彼の室と検するに澤宣嘉あらず灯檠を蓐上によこたへ衾をその上に被ひ人の寝たる状の如くし枕頭に書一通を遺したり」というありさまであったという。下絵のほうを見ると、寝乱れた夜着の人びとが澤の脱走を知って驚き慌てるさまがいくぶん滑稽に、仰々しく描かれている。

注目すべきは下絵に貼られた紙片である。紙片には墨書で「驚駭之形様餘り滑稽過ギテ悪シ今少シク穩当之形式ニ改メルベシ」とあり、尾崎からと思われる有美への具体的な修正の指示内容がわかる。下絵に見られる、胸元をはだけて大げさに驚く人びとの滑稽な姿は、本画では整った形に改められており、なかには袴をはいた者まで描かれている。下絵に対する指摘を受けて、人物の身なりや感情表現が抑制されているのである。なお本画では、画面左端に宿所から飛び降りて脱走する澤が描かれているが、下絵では澤の姿は描かれておらず、澤が脱走する様子を描いた別の下絵が存在したことを想像させる。



図5 田中有美《三條実美公事蹟絵巻》第10卷第2段、1901年、当館所蔵

おわりに

以上見てきたように、下絵では実美の生涯における特筆すべき出来事や政治思想、貴人性を象徴する事蹟（主題）の選択がなされている。制作にあたってはモチーフの配置や構図、人物表現などさまざまな観点から画面構成が検討され、本画の完成に向けて緻密な準備がなされていたことを伝えている。本画では、実美の事蹟を後世に伝えてゆくことを最優先し、それを視覚化するために細部まで緻密な検討が加えられた。有美の絵画作品に共通する、あくの強い個性的な描写も、依頼者が認める表現のもとでのみ可能であったのである。

全二十四巻に及ぶ本画の制作過程を考慮すれば、下絵や草稿類の総数は膨大なものとなるはずだ。下絵という性格上、本画の完成後に廃棄、散逸したものも多いと推測されるが、他の絵巻も含めて本稿で紹介したような下絵や草稿類の発見が継続すれば、明治期の有美による絵巻群の全貌により近づくことができるのみならず、国家的な絵画事業において個々の創作者に求められた役割と、それに応じた作家の個性といった問題を解明する一助ともなるであろう。

（当館学芸室研究員）

註

（1）齊藤全人氏による田中有美研究は、以下のとおりである。

・齊藤全人「田中有美研究（一〜三）」『三の丸尚蔵館年報・紀要』第十八〜二十号、二〇一三年三月〜一五年三月。

・同右「田中有美研究（続）——光琳、応挙からの影響について」『三の丸尚蔵館年報・紀要』第二十二号、二〇一七年三月。

（2）これらの絵巻群については、以下の文献を参照のこと。

・『明治天皇を支えた二人 三条実美と岩倉具視 一代絵巻が物語る幕末維新』図録、宮内庁、二〇一四年。

・『収蔵品目録 絵画 田中有美筆 岩倉公画伝草稿絵巻 三條実美公事蹟絵巻 三條実万公事蹟絵巻』宮内庁、二〇一九年。また、宮内庁宮内公文書館には有美の筆になる全四巻の『明治天皇大喪儀絵巻』（一九一三年）が収蔵されている。

（3）『臥遊堂沽価書目』第五号、二〇二二年十一月、六十一頁。

（4）前掲書（註1）、齊藤「田中有美研究（二）」三六〜三十七頁。

（5）実美の息子・公美（一八七五〜一九一四）による有美の叙位申請書にこの事実が記載されている。国立公文書館所蔵「田中有美叙位ノ件ニ付内申」（請求記号…雑〇一八九七二〇〇、一九〇一年十二月二十日、国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/> 二〇二二年八月二十二日最終閲覧）。

（6）田中家所蔵の有美自筆履歴書による。同資料については、前掲書（註1）、齊藤「田中有

美研究（二）」で言及されている。

（7）『明治天皇紀』第十、明治三十四年十二月二十三日条（吉川弘文館、一九七四年、一七〇頁）には「是れより先、三條実美事蹟絵巻物成れるを以て、之れを上りて乙夜の覽を乞ふ」とある。

（8）尾崎三良「尾崎三良自叙略伝」下巻、中央公論社、一九七七年、一九八〜一九九頁。

（9）伊藤隆、尾崎春盛編『尾崎三良日記』下巻、中央公論社、一九九二年、十五、十九、三十八頁。

（10）太田彩「絵巻の装飾意匠——父・有美から息子・親美への継承」（前掲書（註2）、「明治天皇を支えた二人」図録所収）。有美と親美の関係については、竹田道太郎「田中有美と親美」（『国史大辞典』第九巻付録「史窓余話」所収、吉川弘文館、一九八八年）を参照のこと。

（11）福永知代「久保田米僊の画業に関する基礎的研究（2） 久保田米僊と日清戦争——『国民新聞』におけるルポルターージュを中心に」『お茶の水女子大学人文科学紀要』第五十七巻、二〇〇四年三月。

（12）『明治二十八年 御用度録』の存在は、当館・五味聖主任研究官より教示を受けた。有美と米僊の関係について興味深い証言がある。米僊の息子・久保田米斎（一八七四〜一九三七）によれば、米僊が鈴木百年（一八二八〜九一）に弟子入りしたきっかけは、有美に画才を認められたことによるという（久保田満明「米斎」『家蔵米僊の事ども』、『中央美術』復興第一年第二号、一九三三年九月、五十八頁）。ただし米僊本人の回想では、百年への入門は近所の髪結いの紹介としており（黒田讓『名家歴訪録』上篇 黒田讓、一八九九年、一二二頁）、『米僊画談』（松邑三松堂、一九〇二年）には絵巻事業のことはもとより、有美についてもなんら言及されていない。

（13）見積書は明治三十五年一月付で提出されたものだが、他にも尾崎は「田中有美ト共ニ先公絵巻物ヲ一見シ、其疎密ヲ論シ誤謬ヲ正ス」（前掲書（註9）、「尾崎三良日記」下巻、明治三十五年五月四日条、四三五頁）など、本画納入後も細部まで有美と検証を重ねている。

（14）天皇像の表現については、山本陽子「絵巻における神と天皇の表現——見えぬように描く」（中央公論美術出版、二〇〇六年）を参照のこと。

資料

〔凡例〕

以下は、宮内庁宮内公文書館所蔵『明治二十八年御用度録』（識別番号…六九三五五）収録の『三條実美公事蹟絵巻』に関連する公文書類を抜粋、翻刻したものである。翻刻にあたっては、当館・高梨真行主任研究官の助力を得た。

・内容が重複する書類は割愛し、簿冊に綴られた順に掲載した。また、誤字、用字と用語の不揃いも原文のままとした。

別紙請求書ニ對スル三條内府
公行状繪巻物卷図ハ曩ニ私
及久保田米僊兩名受負ノ分
六十枚ハ去月十七日悉皆納済
ニ相成候處更ニ監督尾崎
三良殿ヨリ私へ被仰付候モノ
ニテ全ク請負外ノ分ニ有之候
尾崎三良殿ヨリ御照會相
成居候事ト奉存候得共為
念此段申副候也

明治廿八年十一月廿三日
下谷区池ノ端仲町十七番地
田中有美 朱文方印「紀」

宮内省調度局
御中

御費書籍類回議書

金額

書籍図画類ノ部

- 一 故三條内大臣繪巻物 拾五枚 貳拾參円 金參百四拾五円也
- 一 下四繪圖 四拾五枚 參拾參円 金千四百八拾五円也
- 一 故三條内大臣繪巻物 本圖繪圖 四拾五枚 參拾參円 金千四百八拾五円也

是者稟二六号決裁ノ分調製

右貯藏品ニ請求候条購入相成度候也

故三條内大臣繪巻物
一 下四繪圖 拾五枚 貳拾參円 參百四拾五円
内

壹枚 五月廿五日 納済 參枚 六月廿七日 納済

四枚 七月廿四日 納済 參枚 七月三十日 納済

三枚 八月四日 納済 廿八年五月八日 參枚納済

故三條内大臣繪巻物
一 本圖繪圖 四拾五枚 參拾參円 千四百八拾五円
内

貳枚 八月廿五日 納済 三枚 八月廿八日 納済 十一月十六日 貳枚納済

十二月七日 納済 十二月七日 參枚納済 十二月廿二日 參枚納済 廿八年二月十六日 參枚納済

廿八年二月十二日 參枚納済 三月三十日 四枚納済 五月八日 納済 六月七日 納済 七月五日 納済

七月三十日 納済 十月十八日 四枚納済

御請書

一 金千八百參拾圓也 三條内大臣繪巻物画料
内

金參百四拾五圓也 下夕圖出来ノ分 拾五枚
但壹枚ニ付金貳拾參円

金千四百八拾五圓也 本圖新製ノ分四拾五枚
但壹枚ニ付金參拾參円

但仕様

極彩色密画々料並ニ絹地金銀泥画之具裏打候
巻物ニ仕立直一切ノ費用尤新製ノ分ハ下繪取調料共
右ハ今般三條内大臣公繪巻物ノ繪画私共ノ御用
被仰付候ニ付テハ前書ノ代價ヲ以テ御受仕候就テハ下
圖出来ノ分拾五枚及新製ノ分貳拾五枚ハ本年中ニ残り新
製ノ分貳拾枚ハ来明治廿八年中ニ成工上納可仕候尤モ画事
ニ付テハ尾崎三良殿ノ監督ヲ受ケ図按等ハ其指揮ニ随ヒ
調製可仕候

右之通御受仕候也

芝区新橋田町十九番地

久保田米僊 朱文方印「米僊」

牛込区矢来町八番地

田中有美 朱文方印「紀」

調度局長山崎直胤殿

拜啓然ハ三條内大臣
繪巻物之義下繪有
之分十七枚新製四十
三枚代金合計千八百拾
円之所旧圖二枚丈不用
之分出来ニ付改メテ
旧圖十五枚新製四十
五枚ト致度代金合
計之所ニテ貳拾圓相
増シ千八百三拾圓ト相
成候間是ニテ何卒
可然御取計被下度候
委細之義ハ本人
ともより御聞取被下
度此段得貴意度
如此御坐候 恐々謹言

四月廿五日 三良

山崎直胤殿

※尾崎三良から調度局長・山崎直胤宛てた書簡



4 田中有美《三條内府公事蹟画卷下絵》より「二月八日公梨木町ノ第二生ルノ之図」



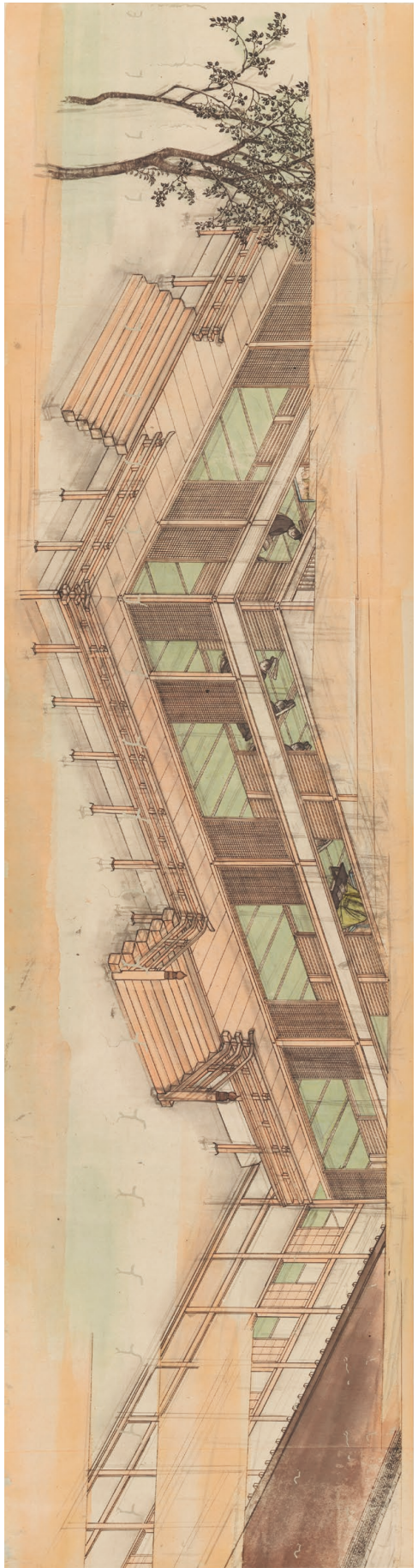
5 田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》より「公年七歳始テ句読ヲ後藤一即ニ受クル之図」



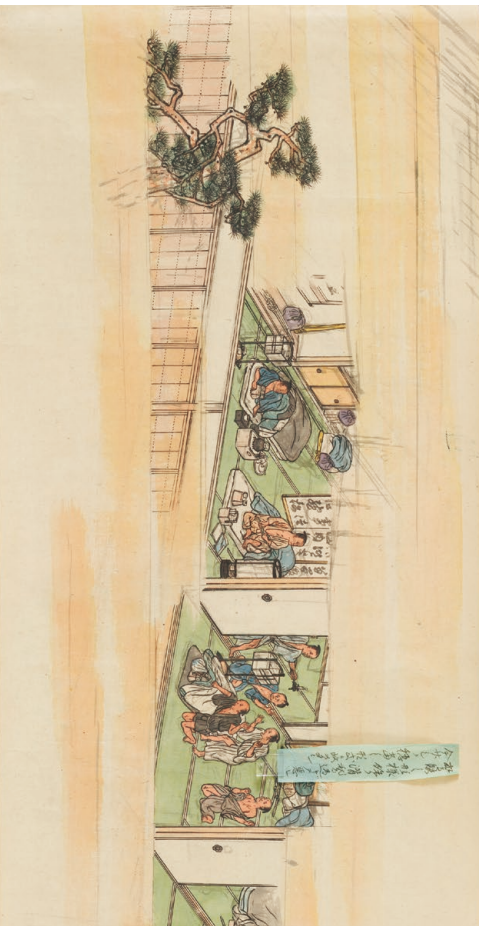
6 田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》より「文武諸芸ヲ修習スル之図」



7 田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》より「文武諸芸ヲ修習スル之図」



8 田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》より「御学問所ニ於テ樊噲伝会読之図」



9 田中有美《三條内府公事蹟画卷御下絵》より「三田尻旅館ニ於テ但馬ノ一拳公同意セス沢宣嘉独脱走ノ図」

- ・三の丸尚蔵館年報・紀要中、作品名や作者、制作年などの表記は、年報・紀要発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館年報・紀要の著作権は宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館年報・紀要（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

三の丸尚蔵館年報・紀要

第28号

令和3年度

編集：東京都千代田区千代田1-1

宮内庁三の丸尚蔵館

発行：宮内庁

制作：札幌市中央区北3条東5丁目5番地91

株式会社アイワード

翻訳：山口敏之（株式会社イー・シー・プロ）

令和4年12月23日発行